

令和4年1月12日

保護者 様

沼津市教育長
(学校教育課)

本県の国評価レベルの引上げに伴う今後の学校の対応について

日頃より、本市の学校教育に対し、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

令和4年1月11日の知事記者会見において、本県は国評価レベル2(警戒を強化すべきレベル)に引上げられました。

これに伴い、令和4年1月13日(木)以降の対応を下記のとおりとしますので、御確認ください。

沼津市立小・中学校では、引き続き、感染症予防策を講じながら、教育活動を実施してまいります。子供たちや御家族の安全・安心を確保するための措置として、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

記

1 お子様や同居家族の健康状態把握の徹底

お子様や同居家族の健康状態を把握するため、毎日の検温や健康状態の点検をお願いします。

今後は、お子様や同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、同居の家族が濃厚接触者の場合等には、登校しないことを徹底してください。

2 出席停止の措置とするもの

【確認事項】

出席停止の措置とするものについて、以下の内容を確認してください。

次のような場合は、学校に連絡してください。なお、医師による出席停止書類の提出の必要はありません。

- (1) 本人又は同居の家族に発熱等のかぜ症状がある場合
- (2) (1)の症状が治っても、登校について医師の許可が出ない場合
(医療機関にかからない場合は、主要症状が消滅した後、24時間以上経過していなければ登校できません)
- (3) 本人が感染者との接触の可能性があると保健所等から判断された場合
(濃厚接触者と特定されないことが明確になるまで。PCR検査等を受けた場合は陰性になるまで)
- (4) 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合
(同居家族の自宅待機期間が終了するまで。または、同居家族等がPCR検査等を受けた場合は、陰性が確認されるまでの間)
- (5) 本人が濃厚接触者に特定された場合…保健所で指示された期間
- (6) 本人が新型コロナウイルス感染症にかかった場合…保健所で指示された期間